

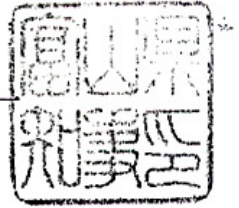
市 第 5 6 7 7 号

平成16年12月16日

富 山 市 長
大 沢 野 町 長
大 山 町 長
八 尾 町 長
婦 中 町 長
山 田 村 長
細 入 村 長

殿

富山県知事 石 井 隆



市町村の廃置分合に関する決定について（通知）

平成16年11月16日付けで申請のあった富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村及び同郡細入村を廃し、その区域をもって富山市を置くことについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、別添決定書のとおり処分したので通知します。

なお、この処分は同条第6項の規定による総務大臣の告示により、その効力を生ずるものです。



決 定 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 4 月 1 日から富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村及び同郡細入村を廃し、その区域をもって富山市を設置する。

平成 16 年 12 月 16 日

富山県知事 石 井 隆

